

「道産品輸出用シンボルマーク」を 海外の飲食店でも利用してみませんか？



北海道産
PRODUCED IN HOKKAIDO, JAPAN

「道産品輸出用シンボルマーク」は、
海外に向けて道産品ブランドを発信するマークです



○本シンボルマークは、以下の国・地域で商標登録済みです。
「香港」、「台湾」、「中国」、「韓国」、「タイ」、「シンガポール」、「ベトナム」



「道産品輸出用シンボルマーク（通称：北海道おにぎりマーク）」の 飲食店などでの利用に関するご案内

道産品輸出用シンボルマークとは

- 北海道では、海外における道産食品の識別力を高め、北海道ブランドを保護することを目的に「道産品輸出用シンボルマーク」を定め、香港、台湾、中国、韓国、タイ、シンガポール、ベトナムで商標登録しています。

利用のメリット

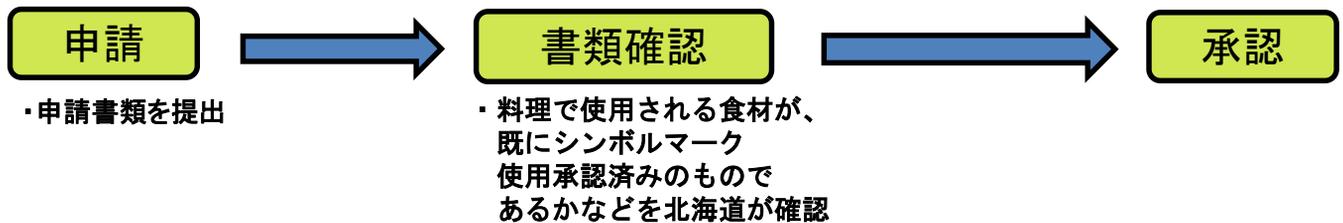
- 「北海道産」の食材（加工品を含む）を使った料理を提供していることを消費者にアピールできます。

■対象事業者

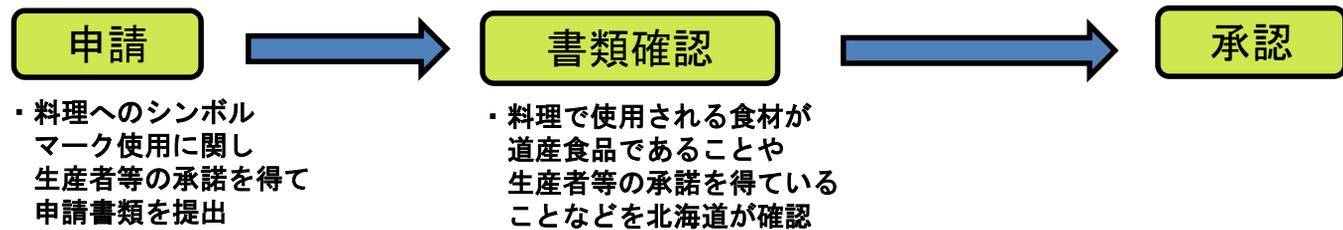
- 商標登録した国・地域で飲食店などを営む事業者

■承認の流れ

○申請する食材が承認済みの場合



○使用する食材が未承認の場合



■利用の条件

- マークは「北海道産」の食材（名称・写真）に対してのみ表示することができます。料理自体や料理に使用されている他の食材が道産食品であるとの誤解を与えるような使用はできません。
- ※詳細については、ホームページに「海外での飲食店における道産品輸出用シンボルマークの使用について」を掲載しておりますので、下記のURLよりご参照ください。

■申請受付・問い合わせ先

【申請受付先】

Email : keizai.kokukei@pref.hokkaido.lg.jp

【問い合わせ先】北海道経済部経済企画局国際経済課

TEL: 011-204-5339 FAX: 011-232-8870

【HP】 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/overseas_expansion/symbolmark.html

